

一般廃棄物処理業許可証

住所 松山市南吉田町2145番地1

名称 松山容器株式会社

代表者氏名 代表取締役 天野 和久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

記

許可期間 平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで

区域 砥部町全域

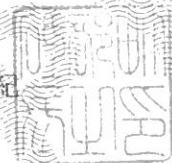
廃棄物の種類 ごみ(家庭系・事業系)

業務内容 収集・運搬

許可条件 裏面のとおり

平成28年4月1日

砥部町長 佐川 秀紀



砥部町一般廃棄物処理業許可条件（ごみ収集運搬）

砥部町が許可する一般廃棄物処理業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、同施行規則及びその他関係法規を遵守し、次の条件を厳守しなければならない。

1. この許可条件にいう一般廃棄物は、し尿及び浄化槽汚泥を除く。
2. 従業員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法規、許可条件に違背しないよう監督、指導しなければならない。
3. 許可証を他人に譲渡し、または、業を下請けさせてはならない。
4. 許可なくして増車、廃車及び車種の変更をしてはならない。
5. 手数料を徴収したときは、領収書を発行しなければならない。
6. 汚水の出る恐れのある廃棄物を、収集、運搬及び積替・保管する場合は、適切な措置を講じなければならない。
7. 廃棄物を収集・運搬する際は、分別して行うよう努めなければならない。
8. 廃棄物を収集・運搬する際は、町外のごみと混載してはならない。
9. 廃棄物の町施設搬入に際し、排出元を処分申請書に記載しなければならない。
10. 収集した不燃性廃棄物（粗大ごみ含む）は、資源化を図らなければならない。
11. 一般廃棄物処理手数料（処分）の金額は、砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、同施行規則に規定する額以内としなければならない。
12. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第15項の規定による帳簿に関する事項について本町分を月別に集計し提出しなければならない。
13. 町内で収集した一般廃棄物は、町が定める処分先へ搬入しなければならない。
14. 町外で発生した一般廃棄物を町内に搬入してはならない。